

見附市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 1 0 月 3 1 日

見附市長 稲 田 亮

見附市規則第 2 6 号

見附市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する規則の一部を改正する規則

見附市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する規則（平成 2 7 年見附市規則第 4 0 号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

1 8	条例別表第 1（その 1）の 2 0 の項の規則で定める事務	住登外者宛名番号管理機能（住登外者（市の住民基本台帳に記録されていない者であつて、市民とは別に管理しておく必要がある者をいう。以下同じ。）を特定するための固有の番号を付番し、管理する機能をいう。以下同じ。）による住登外者の情報に係る宛名の登録又は変更に関する事務
-----	--------------------------------	---

附 則

この規則は、見附市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例（令和 7 年見附市条例第 2 7 号）の施行の日から施行する。